



個人所得税について最近受け付けた二つの相談事項

第 247 回

最近クライアントより個人所得税の取り扱いを巡る相談事項が増えています。今回は最近受け付けた相談内容の二つについて少し紹介したいと思います。

【期間満了時に支払う経済補償金に関する個人所得税】

労働契約法によると、使用者は労働者との労働契約が期間満了となる際、過去に同条件での契約更新または雇用条件を引き上げたうえでの契約更新を労働者に申し込み、労働者に更新を断られた場合を除き、原則労働者に対して経済補償金の支払いを要します。すなわち、使用者側が労働契約の期間満了に伴う更新はしないと決めた場合、労働者に対して法律に基づく経済補償金の支払いが義務付けられています。

他方では個人所得税の面において、経済補償金の受領に関する一定の優遇税制が設けられています。具体的には(1)使用者の所在地が公布した当地前年度従業員平均収入の3倍を超えない金額は免税扱いとなること、(2)上記(1)の金額を超えた金額はその他の収入と合算せずに単独で総合所得に適用される税率に基づいて税金を計算すること、という2点にまとめられます。

労働契約終了時に支給される経済補償金について、同税制を受けられるかどうか客先からのご相談がありました。

かかる問題について、同優遇税制を制定した法令(財税[2018]164号)では、「労働契約の解除時に支給される経済補償金」と表現されています。労働契約法上では、労働契約の解除と終了は別概念とされている以上、検討と調査もせず、労働契約の期間満了時に支給する経済補償金についても、同優遇税制に基づいて、納税処理をしていくのはリスクがあると言わざるを得ません。

弊所の調査に基づきますと、同問題に対する各地の取り扱いには差異があると言えます。大連や北京の税務局は(正式な通達を出していないものの)公式ウェブサイト上で発表した市民からの問い合わせに対する回答で、「優遇税制は適用しない」という見解を示しています。その理由について、労働契約の解除の場合は、突然の扱いで当事者にとって予見不可なため、今後の生計問題を考慮し、それに伴う補償金収入に対して一定の優待を与えるべきだが、期間満了に伴う終了の場合は、予見可能なため、同制度の適用を認めるべきではないと表明しています。しかし、実務では解除と終了を区別せず、優遇税制の適用を認めている地域も存在しているようです。

よって、具体的に同優遇税制の適用可否を検討する際は、所在地税務機関の見解まで調査しておく必要があり、仮にその適用が困難な場合は、従業員と協議のうえ、期間満了前(例えば2~3日前)の合意解除に切り替えていく方法もあるかと思われます。

【付加控除の虚偽申告】

2019年から施行した改正個人所得税法によると、年間6万元(約124万円)の費用控除が認められるほか、納税人に関する子女教育費、継続教育費、重病医療費、住宅ローン利息または住宅賃貸料、老人扶養費の六つを含む専門付加控除も認められるようになりました。専門付加控除は限度枠付きですが、原則納税人がかかる情報を使用者側に提供し、毎月の給与を巡る税金計算の際に利用され、提供しなかった場合は、年間の確定申告時に税務局にかかる情報を補足提供すれば、過剰に収めた税金の還付も申請できるようになっています。

しかし、かかる専門付加控除の適用には限度枠のほか、一定の条件も設けられています。例えば住宅賃貸料については、納税人がその勤務先の都市において自己名義の住宅を有さないことが条件の一つとされています。また、夫婦の場合は、夫婦のうち一人だけが住宅賃貸料に関する専門付加控除を申請することができるとされています。

最近では、税務機関が不動産の登記管理を行う行政部門との情報共有を通じて、勤務先の都市に自己名義の不動産を有するにもかかわらず、住宅賃貸料に関する専門付加控除を申告したことを発見し、企業側に連絡するケースが増えているようです。また、夫婦が2人とも申告をしたと指摘されたケースもあったようです。

かかる問題について、現行法令(「個人所得税専門付加控除暫定弁法」)によると、専門付加控除について、源泉徴収義務者(企業側)は納税人から提供された情報と実際の状況との不一致を発見した場合、納税人に対して修正を求めることができるとし、拒まれた場合は、税務局への報告が義務付けられているものの、納税人から申告された資料の信ぴょう性に対する審査義務までは課されていないため、基本的に本人の個人責任だと言えます。したがって、当該連絡を受けた場合は、そのまま本人まで伝え、自分で税務局と連絡し、解決してもらうことを企業側が要求できると考えられます。

< 筆者紹介 >

章啓龍(ショウ ケイリュウ)

弁護士・税理士

弁護士法人 北京立動律師事務所

弁護士法人 上海立度律師事務所

E-Mail: zhangqilong@ridra-law.com

Tel: (+86)10-6468-5598